

## 留萌市コミュニティセンター公衆無線LANサービス利用に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、市内コミュニティセンターにおける市民及び施設利用者の利便性の向上及び災害発生時の情報伝達手段の確保を図るため、市が整備した公衆無線LAN（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線LAN 市が整備した無線を利用したインターネット接続への接続を提供するサービス
- (2) 利用者 市が整備した無線LANを利用する者  
(利用場所及び利用時間)

第3条 市が無線LANを提供する場所及び時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (利用料)

第4条 無線LANの利用料は、無料とする。ただし、無線LANを利用するために必要な通信端末等の機器の購入及び利用者がインターネット上で利用した有料サービスの費用については、利用者が負担しなければならない。

### (法令遵守)

第5条 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、留萌市情報セキュリティポリシー（平成29年4月1日市長決裁）、その他の関係法令を遵守しなければならない。

### (禁止事項等)

第6条 利用者は、無線LANの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及びそのおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは市の財産又はプライバシー権を侵害する行為及びそのおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者若しくは市に不利益又は損害を与える行為及びそのおそれのある行為
- (4) 他の利用者、第三者又は市を誹謗中傷する行為

- (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する活動に関する行為
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数の大量のメールを送受信する行為
- (11) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量のデータを送受信する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(利用の停止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 利用者が前条で禁止する事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、利用者がこの要綱に定める事項に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者として不適切と市長が判断した場合

(運用の中止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者へ通知することなく、無線LANの運用を中止することができる。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 地震、津波、洪水、火災、悪天候その他の非常事態により、無線LANの運用が困難となった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備若しくはネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(免責)

第9条 市は、利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性及び有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線LANの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の通信端末等の機器のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えいその他の無線LANに関連して発生した利用者の損害について、市は一切の責任を負わないものとする。
- 3 無線LANへの接続に係る利用者の通信端末等の機器の設定は、利用者が行うものとする。通信端末等の機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、ウェブブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、市は一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が、無線LANを利用してアップロード又はダウンロードした情報若しくはファイルに関連して、何らかの損害を被った場合又は何らかの法的責任を負う場合においては、自己の責任においてこれを処理し、市は一切の責任を負わないものとする。
- 6 利用者が本要綱に違反した結果、市が損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとする。

(要綱の改正)

第10条 市は、利用者の承諾を得ることなく、本要綱を改正することができる。

附 則

この要綱は、令和6年12月12日から施行し、令和6年7月10日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設	利用時間
留萌市港東コミュニティセンター	開館時間内
留萌市港西コミュニティセンター	開館時間内